

資 料

英米刑事法研究 (18)

英米刑事法研究会
(代表者 田 口 守 一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

有罪判決後の DNA 鑑定のための証拠アクセス権の有無
DA's Office for The Third Judicial Dist. v. Osborne,
129 S. Ct. 2308 (2009)

鈴 木 一 永

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

有罪判決後の DNA 鑑定のための
証拠アクセス権の有無

DA's Office for The Third Judicial Dist. v. Osborne,
129 S. Ct. 2308 (2009)

I はじめに

本判決においても述べられているように、一方で DNA 鑑定は有罪認定においても無実を明らかにする上でも決定的な証拠を提供しうるものであるが⁽¹⁾、他方で DNA 鑑定技術の進歩は著しく、事実審理時に利用可能であった鑑定方法より精度の高い鑑定方法が有罪判決後に開発されることがある。そうすると、有罪判決を受けた被告人は、より精度の高い新しい鑑定方法を利用することで有罪判決後の救済を得ようとすることが考えられる。この場合、DNA 証拠の保存等も重要になるが、そもそもこの証拠が被告人に開示されなければ DNA 鑑定を行うことができない。したがって、いかなる場合に DNA 証拠が被告人に開示されるべきか明らかにすることが必要になる。

本判決は、有罪判決後において新しい鑑定を行うために州が持つ DNA 証拠へアクセスする権利が否定された事案である⁽²⁾。

(1) DNA 鑑定によって有罪判決後の無実の受刑者の解放を目指す、ロースクルの学内クリニック等を中心とした民間の非営利団体「イノセンス・プロジェクト」の活動により、265人の無実が明らかになったとされる (<http://www.innocenceproject.org/>参照。2011年1月4日最終閲覧)。イノセンス・プロジェクトについては、高野隆ほか「冤罪プロジェクト／学生実務規則の改訂」法律時報76巻11号(2004年)72頁以下参照。

(2) 本判決に言及する邦語文献として、浅香吉幹ほか「座談会：合衆国最高裁判所2008—2009年開廷期重要判例概観」アメリカ法2009年2号(2010年)251頁以下、宮下紘「アメリカ最高裁の判決を読む」駿河台法学23巻2号(2010年)326頁以下、アメリカ最高裁研究会「アメリカ法判例研究(5)」比較法学44巻

II 事案の概要

被告人 Osborne は1993年にアラスカ州で発生した強姦事件において逮捕された。この事実審理の時点において2種類のDNA鑑定方法が利用可能であったが、州はDQAlphaテストと呼ばれる、より精度が低い方の鑑定方法で鑑定を実施した。この結果、OsborneのDNAはサンプルの鑑定結果と一致したが、それは黒人全体の約16%が同じタイプのDNAを持っているとされる精度のものであった。またOsborneの弁護人は、より精度が高い方の鑑定方法(RFLPテスト)を利用することを求めなかったが、これは訴訟戦術上その方が有利であると考えていたからであった。州事実審裁判所はOsborneに対し、性的暴行その他で26年の拘禁刑を言い渡し、州控訴裁判所もこれを支持した。

この有罪判決の後、Osborneは州裁判所において有罪判決後の非常救済手続を要求した。Osborneは、自身は弁護人に対しDNA鑑定の際にRFLPテストの利用を求めるよう依頼していたにもかかわらず、弁護人がこれに従わなかった、と主張したが、州裁判所は、弁護人の戦術的判断は有効なものであると判断し、この要求を却下した。また、Osborneは同時に、RFLPテストの実施をアラスカ州非常救済手続法⁽³⁾およびアラスカ州憲法に基づいて要求したが、Osborneの有罪を立証するその他の証拠が非常に強固であってRFLPテストによって決定的な結論が出そうではない、という理由で州裁判所はこれを却下した。

その後、Osborneは連邦地裁に対し、新しいDNA鑑定方法(STRテスト⁽⁴⁾)での鑑定を受けるためにDNA証拠へアクセスする権利を認めないアラスカ州の手続はデュー・プロセス条項その他の連邦憲法の規定によって保障される権利を侵害していると主張し、合衆国法典第42編1983条に基づいて訴訟を提起した。はじめ連邦地裁は、ヘイピアス・コーパスによって訴訟を提起しなければならないとして訴えを斥けたが、第9巡回区連邦控訴裁は、Osborne

3号(2011年)173頁以下〔森本直子〕。

(3) Alaska Stat. §12.72 (2008).

(4) この鑑定方法はDQAlphaテストやRFLPテストより精度が高く、また分析の際に用いられるサンプルの量が少なくて済むという利点があるとされる。
See Brandon L. Garrett, Essay, *DNA and due process*, 78 FORDHAM L. REV. 2919, 2931 (2010).

が1983条によることは適切であるとして差し戻した。差戻審において連邦地裁は、当該 DNA 鑑定が事実審理時には利用可能でなく、当該 DNA 鑑定はほとんど州の負担なくなされうるのであって、また当該 DNA 鑑定の結果が重要でありそうであることが認められるという本件の特異な事実関係の下においては、Osborne には非常に限定的な連邦憲法上の権利が認められるとの判断を示した。第9巡回区連邦控訴裁は、検察官には事実審理前に被告人に有利な証拠をも開示する義務があるとした Brady 判決⁽⁵⁾を引用した上で、この義務は有罪判決後の DNA 証拠の開示請求に対しても及ぶと判示して、連邦地裁の判決を支持した。

III 判決の要旨

以上のような事案につき、法廷意見は以下のような理由を述べ、原判決を破棄した⁽⁶⁾。

まず、DNA 鑑定は不当に有罪とされた者の潔白を証明する上でも、有罪判決を裏付ける上でも比類ない力がある。しかし、DNA 鑑定のみで常に事件が解決できるわけではなく、有罪とみなすに十分な他の証拠、及び DNA 鑑定の結果についての説明が存在する場合には、科学のみで受刑者の無罪を証明することはできない⁽⁷⁾。そこで、この DNA 鑑定の力を、どのようにしてすでに確立されている刑事司法システムを不必要に壊すことなく利用するか、という課題が生じることになる。

この課題は、基本的には立法府が取り組むべきものである。現在連邦⁽⁸⁾ お

(5) Brady v. Maryland, 373 U. S. 83 (1963). 本判決については、渥美東洋「刑事訴訟の新たな展開 (上)」法曹時報29巻6号(1977年)917頁以下、島伸一「証拠開示で使える外国法 アメリカ」刑事弁護19号(1999年)109頁等参照。

(6) 法廷意見はロバーツ長官が執筆し、スカリア、ケネディ、トーマス、アリート各裁判官が同調した。このほか、アリート裁判官の同意意見(ケネディ裁判官同調、トーマス裁判官一部同調)、スティーヴンズ裁判官の反対意見(ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調、スーター裁判官一部同調)、スーター裁判官の反対意見がある。

(7) See House v. Bell, 547 U. S. 518, 540-548 (2006). 本判決に言及する邦語文献として、浅香吉幹ほか「座談会：合衆国最高裁判所2005-2006年開廷期重要判例概観」アメリカ法2006年2号(2007年)236頁。

(8) 連邦法上の犯罪での有罪判決後の DNA 鑑定について規定するのは合衆国法

よび多くの州(46州)がDNA証拠について立法済みである。アラスカ州はこれを立法していない残りわずかな州のひとつであるが、州裁判所がこの問題に十分に取り組んでいる。アラスカ州非常救済手続法によれば、「正義の利益(interest of justice)のために有罪判決ないし量刑を覆すことを求めるような、それまで提出されておらず裁判所によって審理されていない重要な事実の証拠が存在する場合」に受刑者は争うことができる⁽⁹⁾。そして、州裁判所によれば、この手続はDNA証拠の開示の要求についても利用可能である⁽¹⁰⁾。また、州裁判所は、州憲法に基づき、その他の場合についても、three-partテスト⁽¹¹⁾を用いて救済が与えられうるとしている⁽¹²⁾。

Osborneが1983条に基づいて訴訟を提起している点について、州側は合衆国法典第28編2254条に基づいてヘイピアス・コーパスによって訴えが提起されるべきであると主張しているが、Heck判決⁽¹³⁾はOsborneによる1983条に基づく訴えの提起を妨げるものではない。

Osborneはアラスカ州法に基づいて新しい証拠によって自らの無実を証明する「自由の利益(liberty interest)」を有している。しかし第9巡回区連邦控訴裁が、Brady判決の原理は有罪判決をすでに受けているOsborneの自由の利益を守ることにまで及ぶ、とした点は言いすぎである。公正な審理を受け、有罪判決を下された者は、いまだ有罪判決を受けてはいない被告人と同等の自由の利益を有するものではない⁽¹⁴⁾。したがってOsborneも有罪判決後の

典第18編3600条である。本条の概要については、中川かおり「海外法律情報」ジュリスト1297号(2005年)145頁参照。

(9) Alaska Stat. §12. 72. 010 (4) (2008).

(10) See Patterson v. State, No. A-8814, 2006 WL 573797.

(11) 有罪判決後にDNA鑑定を求める被告人は、①当該有罪判決が基本的に目撃者による犯人識別に依拠していること、②被告人と犯人との同一性に明らかな疑いがあること、③科学的なテストがここでの問題にとって決定的となるであろうことを示さなければならない、というものである。

(12) ここで州憲法が「安全弁(safety valve)」として働きうると述べられている。

(13) Heck v. Humphrey, 512 U. S. 477 (1994). 本件は、實際上拘束ないし釈放の問題を争点とする場合にはヘイピアス・コーパスによるべきである、とした判例である。See also Preiser v. Rodriguez, 411 U. S. 475 (1973). これに対して、Osborneの側は仮釈放手続の違憲性を争っても、必ずしも速やかな釈放を意味するものでないのでヘイピアス・コーパスによらなくてもよい、としたWilkinson v. Dotson, 544 U. S. 74 (2005)を援用している。

非常救済手続における制限的な利益しか有しない。

そうすると問題は、州の非常救済手続の枠組みの中で Osborne の主張を考慮することが、「基本的とされるほど伝統ないし我々の良心に根ざしている何らかの司法原理に反する」かどうか、あるいは、「何らかの広く承認された根本的公正の原則を逸脱している」⁽¹⁵⁾ かどうかである。先にみたように、アラスカ州の手続は不十分なものとはいえず、アラスカ州裁判所もこの問題に取り組んでいる。それに対し、Osborne は与えられているこれらの手続を十分に利用しておらず、自らの自由の利益の正当性を証明することを試みていないのであって、これが實際上機能しないと不満を述べることは許されない⁽¹⁶⁾。

また、Osborne が主張する、実体的デュー・プロセスに基づく DNA 証拠についての権利は存在しない。このような問題にはすでに立法府が取り組んでいるのであって、連邦憲法上の新しい権利を創設することはこれらの対応を妨げる (short-circuit) ことになる。さらには、連邦最高裁は政策決定者 (policymaker) のごとく振舞うことを強制されることになり、無数の問題に取り組まねばならなくなるだろう。そしてこれらの問題に対する連邦最高裁による解答が、州裁判所ないしは立法府のものよりも良いものである、と考えるに足る根拠は存在しない⁽¹⁷⁾。

(14) See *Herrera v. Collins*, 506 U. S. 390, 399 (1993).

(15) *Medina v. California*, 505 U. S. 437, 446, 448 (1992).

(16) この点、スティーヴンズ裁判官は反対意見において、Osborne は事実審理時に利用可能ではなかった新しい形式の DNA 鑑定を受けるためにアラスカ州によって提供されていた手続を十分に利用しようとしたが、州が毎回これを拒絶していた、と指摘している。

(17) 法廷意見とは別に、アリート裁判官の同意意見は、Osborne の主張を却下する理由として、Osborne がヘイビナス・コーパスによるべきであったこと、訴訟戦術上の理由から事実審理において DNA 鑑定を受ける機会を拒否した者は、有罪判決後に改めて鑑定を要求することはできないというべきであることを挙げている。また、弁護人の訴訟戦術に Osborne 自身は反対していたとしても、被告人が弁護人の戦術的決定に——その決定が憲法上無効なものでない限り——束縛されること (See *Vermont v. Brillion*, 129 S. Ct. 1283 (2009)), また、サンプルから新たに DNA の抽出を試みるたびにサンプルが汚染されるリスクがあること、そして DNA の分析を行う研究所はすでに勤務超過状態にあるが、さらに重荷を負わせることになることも指摘されている。

IV 解 説

以上のように本判決は、DNA 証拠への有罪判決後のアクセス権を否定したが、法廷意見はその根拠として、まず DNA 証拠へのアクセスを求める権利が目新しい (novelty) ということを挙げている。連邦最高裁は、未知の分野においては意思決定のための指針に乏しく、幅広い解釈が可能となるため、実体的デュー・プロセスの概念を拡大することに消極的であるとされる⁽¹⁸⁾。そうすると、Osborne が要求するような、新しい DNA 鑑定方法を利用するために州の持つ証拠へのアクセスを求める権利についての長きにわたる歴史は当然存在していないため、目新しいということだけですでに実体的デュー・プロセス上このような権利が認められないと考える根拠として十分、とされるのである⁽¹⁹⁾。

これに対し、法廷意見がアラスカ州の標準的な非常救済手続を支持しており、特別な DNA についての法規は必要ないとしていることから、DNA を他の証拠と何ら変わらないものであるように考えていると理解できるが、仮にそうであるならば、Osborne が一般的に証拠に対するアクセスの権利を有しているか検討がなされるべきであって、ここで「目新しさ」を主張することは複雑であるデュー・プロセスの問題をごまかす (dodge) ものである、との批判がなされている⁽²⁰⁾。

また、実体的デュー・プロセス上の権利を認めることを否定するにあたって、法廷意見はさらに権力分立論と連邦制にも言及している。すなわち、連邦最高裁が連邦憲法上の権利を認めることで州政府ないし州裁判所によって実施されている政策展開が妨げられてしまう、と述べている。しかしこれに対しては、連邦憲法上の権利を連邦最高裁が認めた場合でも、州ごとの政策実施のヴァリエーションは許容されている、との指摘がある⁽²¹⁾。反対意見においてス

(18) See *Collins v. Harker Heights*, 503 U. S. 115, 125 (1992). 本判決に言及する邦語文献として、小早川義則「実体的デュー・プロセス (二・完)」桃山法学 5 号 (2005 年) 138 頁以下。

(19) See *Reno v. Flores*, 507 U. S. 292, 303 (1993).

(20) See *The Supreme Court, 2008 Term : Leading Cases*, 123 HARV. L. REV. 222, 228 (2009).

(21) See *id.* at 230.

ティーヴンズ裁判官も、Gideon 判決⁽²²⁾において経済的に恵まれていないすべての被告人に対して国選弁護権を保障することが新たにデュー・プロセス上の権利として認められたが、この判決は、弁護人の選任方法を地方のニーズに合わせて州が設計することを妨げていなかったのものであって、これと同様に、有罪判決後の DNA 証拠アクセスの権利を認めることは、州が手続を整備することを妨げるものではない、と述べている。

また、法廷意見は、Brady 判決に基づく義務が有罪判決後に及ばないことを指摘し、原判決が誤りであると述べている。確かに Brady 判決の構成は事実認定手続にその保護を限定している。しかし、これに対しては、Brady 判決に基づく義務は基本的な公正さ (fundamental fairness) という、より広い問題関心に基づくものであり、そのような関心は本件のような有罪判決後の状況においても等しく存在している、との反論がある⁽²³⁾。

さらに、法廷意見は、本件のような訴えの提起が1983条によってなされるべきか、ヘイビナス・コーパスによってなされるべきか、という点についても不明確なままにしておき、将来に課題を残してしまっているとの指摘もある⁽²⁴⁾。

一方で、従来の先例では事実審理の前ないしはその間、または有罪答弁前における証拠へのアクセス権について検討がなされていた⁽²⁵⁾のに対し、本判決は有罪判決後の証拠アクセスについて手続的デュー・プロセス上の新しい権利を認めるものである、との評価もなされている⁽²⁶⁾。すなわち、確かに Osborne は本判決によって何ら救済を得られなかったものの、それは Osborne が州の手続を適切に利用していない、という理由に基づいている。そして法廷意見においても、Osborne が州法に基づいて新証拠によって自身の無実を証明することについて自由の利益を有することが認められている。したがって州が「恣意的に (arbitrarily)」DNA 証拠へのアクセスを拒絶したり、不適切な手

(22) Gideon v. Wainwright, 372 U. S. 335 (1963). 本判決の紹介として、小早川義則「デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向 (4)」名城法学51巻3号 (2002年) 61頁以下。

(23) スティーヴンズ裁判官の反対意見参照。また、津村政孝「論文紹介」アメリカ法2004年1号 (2005年) 127頁も参照。

(24) See *The Supreme Court, 2008 Term: Leading Cases*, *supra* note 20, at 232.

(25) See, e.g., Boykin v. Alabama 395 U. S. 238, 245 (1969); Brady v. Maryland, *supra* note 5, at 90-91.

(26) Garrett, *supra* note 4, at 2938.

続しか提供しなかったりする場合には本判決で認められた権利が重要性を持つことになる⁽²⁷⁾ というのである。

(鈴木一永)

(27) *Id.* at 2943.